

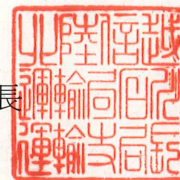


石運整第194号の2

平成28年9月6日

いすゞ自動車(株)製大型観光バス使用者 各位

北陸信越運輸局 石川運輸支局長



いすゞ自動車(株)製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検について

いすゞ自動車(株)製大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあります。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。

特に、フロントショックアブソーバー(右側)が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあります。これまでハンドル操作不能の物損事故が3件発生しています。

このため、同社は平成28年8月26日よりサービスキャンペーンを開始し、平成4年7月から平成17年8月に生産された、大型観光バスの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けています。

つきましては、下記事項について、ご対応をお願いします。

記

1. サービスキャンペーンの対象の車両について、いすゞ自動車(株)による無料点検を受けるまでの間、日常点検等の機会を捉え、ショックアブソーバーが折損していないか点検するとともに、運行中、下廻りから異音(ゴトゴト音)やハンドル操作時に引っかかり等の違和感があつた場合には、直ちに運行を中止し、ショックアブソーバーの状況について確認すること。

2. いすゞ自動車(株)より無料点検の案内があった場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。
3. いすゞ自動車(株)の無料点検の結果、運行停止が必要な状態(保安基準不適合状態)にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。また、国土交通省自動車局整備課では、いすゞ自動車(株)から運行停止が必要な状態(保安基準不適合状態)の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等を通じて使用者あてに運行を停止するよう指示をするので、了知すること。
4. 無料点検及び修理以後のショックアブソーバーの保守管理については、いすゞ自動車(株)が公表している「大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。

《参考資料》

いすゞ自動車(株)が提供している情報

- 平成28年8月26日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/1134200.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
についてのお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>



国自整第151号の2
平成28年8月26日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

いすゞ自動車(株)製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検
について

いすゞ自動車(株)製大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがある。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合がある。特に、フロントショックアブソーバー(右側)が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがある。これまでハンドル操作不能の物損事故が3件発生している。

このため、同社は平成28年8月26日よりサービスキャンペーンを開始し、平成4年7月から平成17年8月に生産された、大型観光バスの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けている。

ついては、下記のとおり対応されたい。また、別添のとおり関係者に通知したので、了知願いたい。

記

1. バス協会会員外のバス事業者であって、サービスキャンペーンの対象の大型バスを保有する者に対して、以下を指導すること。
 - ① サービスキャンペーンの対象の車両について、いすゞ自動車(株)による無料点検を受けるまでの間、日常点検等の機会を捉え、ショックアブソーバーが折損していないか点検するとともに、運行中、下廻りから異音(ゴトゴト音)やハンドル操作時に引っかかり等の違和感があった場合には、直ちに運行を中止し、ショックアブソーバーの状況について確認すること。
 - ② いすゞ自動車(株)より無料点検の案内があった場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。

- ③ いすゞ自動車(株)の無料点検の結果、運行停止が必要な状態(保安基準不適合状態)にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。
 - ④ 無料点検及び修理後のショックアブソーバーの保守管理については、いすゞ自動車(株)が公表している「大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。
2. 国土交通省自動車局整備課では、いすゞ自動車(株)から運行停止が必要な状態(保安基準不適合状態)の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等に通知するので、修理が完了するまで運行を中止するようバス事業者等を指導すること。
 3. 運送事業者等に対する各種研修等の機会を捉え、早急に無料点検を受けるようバス事業者等を指導すること。
 4. 運輸支局等においては、対象車両の継続検査等の機会を捉え、早急に無料点検を受けるようバス事業者等を指導すること。

《参考資料》

いすゞ自動車(株)が提供している情報

- 平成28年8月26日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/1134200.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
についてのお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>

- 別添1 公益社団法人日本バス協会会長あての通知
別添2 自家用のいすゞ自動車(株)製大型観光バスの使用者あての通知
別添3 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あての通知
別添4 独立行政法人自動車技術総合機構理事長あての通知